

ソフトウェア・ライセンスおよびサービス規約

重要 - 下記に記載された日付以降にロケットソフトウェア・インクまたはその子会社(以下「ロケット」という。)へオンラインでお客様より注文されたまたはロケットからオンラインでお客様に提供された本製品もしくは本サービスに関するお客様の権利および義務ならびに本製品および本サービスの利用の全てについて、本ソフトウェア・ライセンスおよびサービス規約(以下「本規約」という。)が適用されます。「本製品」または「本サービス」には、本製品または本サービスに取って代わるかまたはこれらを補足するすべての関連する本ドキュメンテーション、改訂およびアップデートを含みます。「同意する」ボタンをクリックすることにより、または、本製品もしくは本サービスをダウンロード、インストール、受領もしくは利用することにより、お客様は、本規約に同意します。お客様が本規約に同意されない場合は、「同意する」ボタンをクリックすることはできず、本製品または本サービスをダウンロード、インストール、受領または利用することはできませんので、お客様は、本製品または本サービスの一部でも利用する権利を有しません。本規約は、お客様の組織(以下「本顧客」という。)を代理してのお客様と、ロケットとの間の法的な契約です。お客様は、契約の成立、発注および受諾を含め、取引を電子的に行うことに同意します。ロケットのウェブサイトにおいてお客様が発注しロケットが受諾した注文は、本規約に従い完全に強制可能な義務を発生させます。お客様は、お客様の組織を代表して、本規約に同意する権限を有していることを表明します。本テリトリーが日本の場合には、本規約の日本語版が適用されます。

1. 合 意

ロケットから提供され、本顧客と合意した当初およびその後の見積、作業明細書、またはオンライン登録フォーム(以下「オーダーフォーム」という。)は、本規約の対象となる別個の契約となる(以下「本契約」という。)。本契約は、オーダーフォームの主題に関する本顧客とロケットとの間の事前のまたは同時期の口頭または書面を問わない提案、理解、合意、交渉および表明に優先するものとし、本顧客の本製品および/または本サービスの購入に適用される全ての規定である。本規約と矛盾するオーダーフォームの規定は当該オーダーフォームのみに適用され、また、本一般条項は、両当事者によって署名された書面による改訂によってのみ修正される。本顧客の購入注文書上の矛盾する規定または追加規定は、ロケットが支払目的で当該購入注文書を受諾したかにかかわらず、除外される。本契約の規定の一部が、違法、無効または執行不能である場合であっても、本契約の他の規定は有効に存続する。本契約の規定でその性質上本契約の満了または解除後も残存することが意図されているものは、有効に存続する。

2. 注 文

本顧客は、本規約に基づいて、本サポートサービス、本サブスクリプションサービス、本プロフェッショナルサービス、本教育サービス(以下「本サービス」という。)、本製品、ならびに本製品および本サービスの評価版、試用版、またはデモ版を注文することができ

る。

3. ライセンス/利用

ロケットは本顧客に対し、本ドキュメンテーションおよび本規約に従って、本顧客の社内の事業目的にのみ、本顧客がアクセスを許された本製品または本サービスを利用する非独占、譲渡不能なライセンスおよび権利を付与する。第 A 章「本一般条項」は、ロケットが提供する全ての本製品および本サービスに適用される。また、ロケットのウェブサイトの利用には、<http://www.rocketsoftware.com/company/legal/terms-of-use> に掲載されているロケットの利用規約も適用される。

4. 本製品のダウンロード

ロケットは、本顧客がダウンロードおよび利用するために本製品を提供することがある。第 B 章「本製品購入/本ライセンス/本メンテナンスサポート規定」が、当該本製品、および本製品に関連して提供される本サポートサービスに適用される。

5. サブスクリプションアクセス

ロケットは、本顧客のオンライン利用のために本サブスクリプションサービスを提供することがある。第 C 章「本サブスクリプションサービス規定」が当該本サブスクリプションサービスに適用される。

6. 制限付利用

a. ロケットは、本製品または本サブスクリプションサービスを、評価、試用、デモンストレーションまたはその他の一定時間の利用(以下「制限付利用」という。)のために、一般的に無償で提供することがある。

(i) 本デモンストレーション ロケットは、「本デモンストレーション」利用のために、本顧客の施設またはオンラインにおいて、本製品または本サブスクリプションサービスを提供することがある。ロケットまたは本顧客は、本デモンストレーション目的のために本顧客データではなく、一般的で通常入手可能なデータ(以下「本一般データ」という。)をサンプルとして利用する。本デモンストレーションは、特定の期間提供されるものではなく、本データも特定の期間保存されるものではなく、かつ、ロケットは、その独自の裁量により、通知なくいつでもデータを消去し、本デモンストレーションの利用をリセットまたは終了させることができる。

(ii) 本試用 ロケットは、オンラインでの「本試用」利用のために、本サブスクリプションサービスを提供することがある。本顧客は、本試用目的のために、本顧客データまたは本一般データを利用することができる。ロケットは、本制限付利用期間中、本試用利用のために本顧客から提供された本顧客データを保持するものとし、本顧客が本制限付利用期間終了前にサブスクリプションを購入しない限り、ロケットは、その裁量により、通

知なしに本顧客データを削除し、本試用の利用を終了させることができる。

(iii)本評価 ロケットは、本顧客の施設における「本評価」利用のために、本製品を提供することがある。本顧客は、本評価目的のために、本顧客データまたは本一般データを利用することができる。ロケットは、本評価目的のために本顧客が利用する本顧客データへのアクセスを有しない。

b. 以下の規定は、制限付利用のためにロケットが提供する全ての本製品または本サブスクリプションサービスに適用される。

(i) 本試用または本評価のための本顧客の本製品または本サブスクリプションサービスのライセンスおよび利用権は、本顧客が最初に本製品または本サブスクリプションサービスにアクセスした日から 15 暦日に制限される(以下「本制限付利用期間」という。)。ロケットは、その選択により、本制限付利用期間を延長することができる。本制限付利用期間の終了前に本顧客は、継続利用のためにライセンスまたはサブスクリプションを購入しなければならず、さもなければ、本制限付利用期間は終了する。

(ii) 本顧客は、ロケットが本デモンストレーション、本評価または本試用のための本製品または本サブスクリプションサービスを制限付利用のためにのみ提供し、本稼動利用目的のためではないことに同意する。

(iii) 制限付利用のための本製品または本サブスクリプションサービスの可用性は、ロケットによる変更またはテストに影響されることがある。

(iv) 本顧客が制限付利用目的のために利用するデータは暗号化されず、または秘密情報として取り扱われず、かつ、制限付利用には第 C 章第 3 条第 b 項および第 c 項は適用されない。本顧客は、本一般データを制限付利用目的に利用しなければならない。本顧客は自らのリスクにおいて本顧客データを利用するものとし、ロケットは本顧客データについて責任を負わない。

(v) ロケットは、制限付利用のための本製品または本サブスクリプションサービスの保守またはサポートを提供する義務を負わない。

c. 他の条項にかかわらず、制限付利用の対象の本製品および本サービスは、明示、黙示、制定法上またはその他のいかなる種類の保証または補償(商品性、目的適合性もしくは非侵害性の保証を含む。)なくして、「現状にて」、提供される。ロケットは、本制限付利用期間中およびそれ以降、制限付利用の対象となる本製品または本サービスの利用または利用の試みによって直接または間接に生じたデータの喪失または損害について責任を負わない。

7. 本プロフェッショナルサービス

本顧客は、本製品または本サブスクリプションサービスに関連する本プロフェッショナルサービスをロケットに注文できるものとする。第 D 章「本プロフェッショナルサービス規定」が、本顧客がロケットに注文した本プロフェッショナルサービスに適用される。

8. 本教育サービス

本顧客は、本製品または本サービスに関連する本教育サービスをロケットに注文できるものとする。第 E 章「本教育サービス規定」が、本顧客がロケットに注文した本教育サービスに適用される。

第 A 章 - 本一般条項

1. 知的財産の保有

ロケット、その関連会社またはライセンサーは、本製品、本サービス、本納品物、本ドキュメンテーション、(本規約に規定されている場合を除き)、開発、研究データ、デザイン、レイアウト、手法、過程および手順、モデル、処方、文書、図面、計画、仕様およびその他のロケットの情報、専有資料ならびにロケット、その関連会社もしくはライセンサーが創作した全ての二次的著作物に係る全ての本知的財産の全ての権利、権原および利益を保有し保持する。ロケットの本知的財産が法の適用により当然にロケットに帰属しないことがある範囲で、本顧客は、かかる権利、権原および利益を利用するための取り消し不能、永続的、無償、全世界、非独占的、サブライセンス可能なライセンスをロケット、その関連会社およびライセンサーに付与する。本顧客は、ロケット、その関連会社またはライセンサーに対してロケットの本知的財産に関連するその著作権人格権を行使してはならない。

2. 守秘義務

a. 秘密情報 口頭で開示されたかまたは機密と表示されているか否かにかかわらず、秘密情報には、本契約、オーダーフォーム、本製品、本納品物および本サービス、いずれかの当事者の非公表データまたは当該当事者のコンピューターシステムに存在する従業員または顧客に関する個人識別可能情報、本知的財産、ならびにロケットの提案、仕様、マニュアル、製品ロードマップ、財務データ、価格設定、およびベンチマーク・テストの結果が含まれる。秘密情報には、(i) 本契約に違反することなく一般に利用可能な情報、(ii) 受領当事者が開示より前に知っていたこと、もしくは本規約に違反することなく開示後に受領当事者により独自に開発されたことが受領当事者により開示当事者が納得する程度に合理的に示された情報、または(iii) 受領当事者が守秘義務を負わない第三者から取得した情報は含まない。本製品はロケットによって公知の事実とされたとはみなされない。受領当事者は、秘密情報を開示するよう裁判所または法的手続により強制された場合、速やかに開示当事者に通知し、当該秘密情報の秘密を保持するために開示当事者により要求された合理的な措置を講じる。

b. 非開示 本顧客は本顧客の従業員または顧客に関するあらゆる個人識別可能情報(個人情報)の、ロケットへの開示を防止するための最善の努力を尽くす。本顧客は、ロケットに開示された個人情報に関するロケットの本規約上の守秘義務以外のあらゆる要件

の遵守について単独で責任を負う。受領当事者は開示当事者の秘密情報を本契約上の自らの義務を履行する目的に限り利用する。受領当事者は、開示当事者の秘密情報を保護するために商業的に合理的な措置(自らの秘密情報を保護するために講じる措置と同等またはそれ以上の措置を含む。)を講じる。受領当事者は、開示当事者の秘密情報を、本規約と同等またはそれ以上に厳格な書面による守秘義務に拘束される自らの従業員以外の者に開示してはならない。受領当事者は、開示当事者の秘密情報の不正利用または開示につき書面により速やかに通知しなければならない。受領当事者は、開示当事者の秘密情報を回復し、更なる不正利用または開示を回避するために、自らの費用負担により、差押えおよび差止請求を含む全ての合理的な措置を講じる。受領当事者が適時にこれを行うことを怠った場合、開示当事者は、受領当事者の費用負担にてこれを行うために合理的な措置を講じることができ、受領当事者はこれに合理的に協力する。

3. 知的財産補償

a. ロケットによるもの

(i) ロケットはその費用負担において、本顧客に対する第三者の法的措置、訴訟または手続き(以下「本請求」という。)を、ロケットから本顧客に引き渡された本製品または本製品の専有二次的著作物である本納品物(以下「補償製品」という。)が直接に、有効な米国の特許または著作権を侵害する場合に防御する。ロケットは本顧客に対し、補償製品の侵害の範囲において当該本請求につき本顧客に対して最終的に下された判決またはロケットにより合意された和解について補償する。但し(1)本顧客は本請求につき書面により速やかにロケットに通知し、(2)ロケットは防御または和解に対する単独の支配権を有し、かつ、(3)本顧客は完全にロケットに協力し、本請求に関連する本顧客の占有下にある全ての書面および情報を提供し、ならびに本顧客の人員を証言またはロケットと協議するために提供することを条件とする。

(ii) 補償製品が、本請求の対象となるか、またはロケットの見解において本請求の対象となるおそれがある場合、ロケットはその選択および費用負担により下記を行うことができる。(1)本顧客が補償製品の利用を継続するために権利を取得すること、(2)補償製品を交換するもしくは修正するか、もしくは補償製品が機能的に同等で侵害が存在しないための回避策をとること、または(3)補償製品につき本ライセンスを終了し、本顧客に対し、補償製品の侵害部分について本顧客により支払われた本料金から、本顧客が補償製品を利用した期間についての合理的な按分額を控除した額についての返金を行うこと。

(iii) ロケットは下記による本請求につき義務または責任を負わない。(1)本契約および本ドキュメンテーションに従わない補償製品の利用、(2)ロケット以外の者により行われた補償製品の修正、もしくは本顧客のための非標準的特性もしくは機能についてもしくは本顧客の指示に従いロケットにより行われた変更、(3)ロケットにより供給されていない製品、機器、ソフトウェアもしくはデータ、(4)ロケットにより供給されていないその他の製品、機器、ソフトウェアもしくはデータと組み合わせられた補償製品の利用であり、

その組合せがなければ侵害が発生しないであろう場合、(5)最も至近の入手可能なリリース以外の補償製品のリリース、もしくは本顧客による、侵害を排除しえた改訂、アップデートもしくはリリースのインストールの不履行、(6)本顧客の設計、指示、計画もしくは仕様、または(7)本顧客もしくは第三者の利用、プロセスまたは方法と組み合わせての補償製品の利用であり、その組合せがなければ侵害が発生しないであろう場合

b. 本顧客によるもの

(i) 本顧客はその費用負担においてロケットに対する下記に該当する第三者の請求を防御する。(1)本顧客により提供されたあらゆる製品、情報、データもしくは資料がその他の者の知的財産権を侵害する場合、(2)上記第 A 章第 3 条第(a)項第(iii)号に従いロケットが責任を負わない場合、または(3)本ライセンスもしくは本契約の守秘義務条項の本顧客の不遵守に起因する場合。

(ii) 本顧客はロケットに請求の和解として合意されたあらゆる損害賠償または金額を補償する。但し、(1)ロケットは本顧客に速やかに書面により請求を通知し、(2)本顧客は防御または和解につき単独の支配権を有し、ならびに、(3)ロケットは本顧客と協力し、請求に関連するロケットの占有下にある全ての書面および情報を提供し、ならびにロケットは証言または本顧客と協議するために人員を手配する。

c. 防御の引受 当事者が適時に第 A 章第 3 条に従い請求の防御または解決を行わない場合、相手方当事者は補償当事者の費用負担において請求の防御を引き受けることができ、補償当事者は合理的に協力する。いずれの当事者も相手方当事者に代わり過失を認めず、または書面による同意なく相手方当事者についての完全な責任免除を含まない相手方を拘束する請求の解決に合意しない。

d. 制限 本第 A 章第 3 条は知的財産侵害の補償についての各当事者の唯一の責任および相手方当事者の唯一の救済手段を規定するものである。

4. 保証

a. 本製品および本サブスクリプション ロケットは、本製品、または本サブスクリプションサービスの本アプリケーション機能は、本製品がデリバリーされた日または本サブスクリプションサービスが提供された日において、本ドキュメンテーションに従い利用された場合、大要、ロケットの現行の公表された技術仕様に従って作動することを保証する(以下「本製品保証」または「本サブスクリプション保証」という。)。本顧客は書面による本製品保証に関するクレームをロケットに対し、デリバリー日から 90 日以内または本サブスクリプション保証に関するクレームについては本サブスクリプションサービスが提供されてから 15 日以内に提供しなければならない。ロケットによる本保証に関するサービスの実施にあたり要求された場合には、本顧客は本製品へのリモートまたはローカルアクセスを提供しなければならない。ロケットは本製品保証または本サブスクリプション保証に適合しない本製品または本アプリケーションを修復もしくは交換するか、またはその選択により、ロケットに対し支払済みの適合しない本製品または本サブスクリプションに対応

する本料金の部分を返金し、本製品の本ライセンスまたは本サブスクリプションは終了する。本ライセンスの終了に伴い、本顧客は本製品の利用を中止し、破棄する。

b. 本サービス ロケットは、本サポートサービス、本プロフェッショナルサービス、本教育サービスおよび本サブスクリプションサービスが、類似のサービスに適用される一般的な業界基準に適合した商業的に合理的な方法において実施されることを保証する(以下「本サービス保証」という。)。本顧客はロケットが本サービスを提供した日から 15 日以内にロケットに対し、書面による本サービス保証に関するクレームを提供しなければならない。ロケットはその選択により、本サービス保証に適合しない本サービスを追加費用なく再履行するか、または本サービス保証に適合しない本サービスにつき支払われた本料金(もしあれば)の部分を返金する。

c. 制限 本保証は、(i)濫用、誤用、改変、拡張、過失、事故、無許可での修理もしくはインストール、もしくはロケット以外の者の行為もしくは不作為(ウイルスもしくはハッカーの攻撃を含む。)、(ii)電気システム、火災、もしくは水災による損害、(iii)本顧客のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、システム、コンテンツ、アプリケーションプログラミング、ウェブサーバーもしくはサービス、資料、スクリプト、データもしくはファイル、(iv)本顧客がロケットの最新の本ドキュメンテーションに従い本製品もしくは本サービスを利用しなかったこと、(v)緊急介入もしくはセキュリティ事故による意図的なシャットダウン、(vi)本顧客による設定変更、(vii)本顧客がロケットのセキュリティおよびアップグレードの方針を遵守しなかったこと、(viii)本顧客と本サブスクリプションサービスの接続性もしくはロケットのネットワーク外のネットワークの利用不能、または(ix)ロケットの合理的な支配を超える事情、により発生した問題に適用されない。本顧客は、オンラインサービスの一時的な中断が起こりうることに同意する。

d. 免責事項 本納品物、本顧客ソフトウェア、本教育サービスおよび本教育サービス資料は「現状にて」「提供できる状態のまま」、いかなる種類の保証もなしに別途提供される。ロケット、その関連会社およびライセンサーは、本教育サービスおよび本教育サービス資料に依拠した作為もしくは不作為についての責任を否認し、かつ、法定、明示的、黙示的、口頭、書面またはその他の方法かを問わず、本製品もしくは本サービス、それらの利用、充分性、信頼性、適時性、品質、セキュリティ、適合性、真実性、可用性、完全性または正確性に対する全てのその他の保証および表明に関する責任を、明示的か黙示的かを問わず、口頭か書面かを問わず、否認する(商品性、特定目的への適合性および不侵害、または本製品もしくは本サービスが中断せず、エラーがなく、その他のハードウェア、ソフトウェア、システムもしくはデータと組み合わせて動作すること、保存されたデータが正確もしくは信頼できること、本サブスクリプションサービスから得られた情報、本製品、結果もしくは資料の品質が本顧客の要求もしくは期待を満たすこと、エラーもしくは瑕疵が是正されること、または本サブスクリプションサービスを提供するために利用されるサービスもしくはサーバーがウイルスもしくはその他の有害なコンポーネントを含んでいないこと、に対する黙示による保証を含むがこれらに限定されない。)。本サブスクリ

プションサービスは、インターネットおよび電子コミュニケーションの利用に内在的な制約、遅延、およびその他の問題の影響を受けることがある。ロケットは、結果として生じる遅延、配信障害、または損害について責任を負わない。本顧客は、本顧客が本教育サービスを購入した要求の充足または目的の達成について単独で責任を負う。

e. **救済手段** 本条にて詳述された保証が、本製品または本サービスの保証クレームに関する本顧客の唯一の救済手段であり、ロケットの唯一の責任である。

5. 責任制限

a. ロケット、その関連会社およびライセンサーは、(i)結果的、間接的、特別、懲罰的もしくは派生的損害、(ii)事業または営業の中断、同等品の調達、信用、通信不正利用、もしくはデータ、利益もしくは収入の喪失、またはその本質的目的を達成するための救済不履行について責任を負わない。

b. 第 A 章第 3 条に基づく侵害、死亡もしくは身体障害に対する請求、有形財産の損害、意図的な違法行為または詐欺行為に基づく請求を除き、ロケット、その関連会社およびライセンサーは、当該請求を発生させた本製品または本サービスに対して本顧客が直前の 12 か月に支払った金額を超える損害に対して責任を負わない。

c. 本第 A 章第 5 条における制限は、その発生態様にかかわらず、あらゆる責任の法理に基づき、契約違反、不法行為、不正表示、過失、本製品もしくは本サービスの利用もしくは性能またはその他によるか否かにかかわらず、および当該損害の予測の可否にかかわらず、あらゆる損害賠償に適用される。ロケットは、当該請求を発生させた問題を本顧客が認識してから 12 か月以降に提起された請求について責任を負わない。ロケットが権利または救済手段を行使しなかった場合でも、放棄にはならない。

6. 雑 則

a. **譲 渡** 本顧客は、本契約、オーダーフォーム、またはその義務、権利もしくは救済手段の全部または一部をロケットの単独裁量による書面による事前許可を得ることなく譲渡してはならない。

b. **法の遵守、輸出** 本顧客は米国、外国および国際的な法令を遵守する。これらは下記を含むがこれらに限定されない。米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法、その他の汚職防止法、米国輸出管理および米国財務省の海外資産管理室の規則その他の反ボイコット規則および輸入規制。本顧客は下記に合意する。(i)本製品、本納品物もしくは本サービスが、本顧客に最初に提供された国以外の国に対し、または当該国において、または異なるエンドユーザーに関して、または異なるエンドユーズに関しての輸出、再輸出、譲渡、再譲渡、販売、供給、アクセスまたは利用は、米国またはその他の政府の許認可を必要とされることがあること、および(ii)直接的または間接的に、本製品、本納品物または本サービスの輸出、再輸出、譲渡、再譲渡、販売、供給、アクセス許容または利用を米国その他の適用法上制裁、通商禁止または禁止された国、者またはエンドユーズに対して、または

これらにおいて、またはこれらによるかこれらのための利用(以下「禁止用途」と総称する。)を行わないこと。本顧客は禁止用途のスクリーニングおよびあらゆる要求されるライセンスその他の許認可の取得につき責任を負い、あらゆる適用のある輸出規制および/または経済制裁法令の本顧客によるあらゆる違反につきロケットを補償するものとする。ロケットは、ロケットがその単独の裁量により、本顧客が本条項におけるいずれかの規定に違反したか、または違反することを意図するか、または違反を主張すると判断した場合、直ちに本契約および本ライセンスを終了することができる。

c. 不可抗力 いずれの当事者のその合理的な支配を超えた理由を原因とし、かつ自らの責任または過失によらない自らの不履行は、本契約違反とはならない。但し、本顧客の支払義務の履行不能を除く。

d. 準拠法 その他の法域の法を適用することのある抵触法の原則を除き、米国マサチューセッツ州法が本契約に適用される。各当事者は、コモンローまたは衡平法に基づく法的手続について陪審による審理を受ける権利を放棄する。国際物品売買契約に関する国際連合条約および統一コンピュータ情報取引法(その後の採択を含む。)は適用されない。

e. 言語 両当事者は本契約および全ての関連書類が日本語によることに合意する。

f. 代理の否認 各当事者は、独立した契約者であり、書面による許可なしに相手方当事者にいかなる方法によっても義務を負わせてはならない。本契約は、雇用、ジョイントベンチャー、パートナーまたは代理人関係を発生させない。

g. 勧誘の禁止 本契約の期間中および終了日から1年間、本顧客はロケットの書面による同意を得ることなく、直接的または間接的に、ロケットの従業員、元従業員、または請負人を雇用もしくは勧誘してはならず(但し、通常の求人広告による勧誘の結果を除く。)、またはロケットの事業の妨害を試みもしくは妨害してはならない。

h. 通知 通知または許可は、オーダーフォームに記載されたまたは別途通知のために当事者により書面に記載された住所に対して送付される、当事者の授権代理人により署名された書面によらなければならない。通知は受領通知を伴う郵便または翌日配達クーリエ便により送付されなければならない。翌日配達クーリエ便により送付された場合は1営業日後、または郵便により送付された場合は3営業日後に有効とする。

i. パブリシティ ロケットは、プレスリリース、製品のプロシユアまたはその他の販売促進用資料において本顧客の名称を本顧客がロケットの顧客であることを示すために利用することができる。ロケットは、本顧客がロケットに利用提供した本顧客のブランドガイドラインに従い、本顧客の商標、サービスマーク、ロゴまたはブランドを利用する。

j. 税金 本製品および本サービスの本料金は税金を含まない。本顧客は公租公課がロケットが本顧客に送付する請求書に含まれているかの別を問わず、ロケットの純利益に課せられる税金を除き、本料金または本製品もしくは本サービスの購入、販売、ライセンスもしくは利用に賦課される全ての売上税、利用税、資産税、関税、消費税、付加価値税その他の税金(以下「公租公課」という。)を支払う。本顧客により支払われる本料金はいかなる公租公課によっても減額されず、本顧客は請求された本料金および公租公課を支払う

か、または本顧客はロケットによる本製品のデリバリーまたは本サービスの履行前に免税証または税金納付証を、あるいは請求日から 30 日間以内に公租公課の支払証を提供する。

7. 定 義

- a. **本アプリケーション**とは、修正、改訂、アップグレード、言語バージョンおよび拡張を含むソフトウェア製品のためのロケットの最新の本ドキュメンテーションに記載されている機能性を意味する。
- b. **本顧客ソフトウェア**とは、本サブスクリプションサービスを利用するために本顧客に提供されるロケットのソフトウェアコンポーネントを意味する。
- c. **秘密情報**とは、その形式もしくは媒体を問わず、一方当事者の専有または機密であり、機密と表示されたまたは表示はされていないがその性質もしくはその所有者による取扱いにより機密と合理的にみなされるあらゆる資料、データまたは情報を意味する。
- d. **本顧客データ**とは、本顧客が本サブスクリプションサービスを通じて送信または処理する専有情報およびデータを意味する。
- e. **日**とは、営業日と特定されない限り、暦日を意味する。
- f. **本納品物**とは、ソフトウェアプログラム、アプリケーションプログラムインターフェース、情報、文書、レポート、技術的および非技術的データ、仕様ならびに二次的著作物を含む他の資料を含むが、これらに限らない、ロケットが本プロフェッショナルサービスに伴い提供するまたは創作するオーダーフォームに「納品物」と記載された資料または成果物を意味する。本納品物には、本製品は含まれない。
- g. **デリバリー**とは、電子アクセスを通じて、ロケットが本製品を提供し、かつ、本顧客が本製品を受領したとみなされることを意味する。
- h. **開示当事者**とは、その秘密情報が相手方当事者に開示される当事者を意味する。
- i. **本ドキュメンテーション**とは、電子的にまたは物理的に本顧客に提供されるロケットのユーザーマニュアルおよびトレーニング資料を意味する。
- j. **本料金**とは、オーダーフォームに記載された本製品または本サービスのロケットの価格を意味する。
- k. **本知的財産**とは、特許取得可能の有無、その他無権限の第三者の利用に対する法的に執行可能な規制または保護の対象の別、制定法もしくはコモンローによって発生するかを問わない、発明、特許、著作権、商標、サービスマーク、商号、営業秘密、ノウハウ、著作者人格権、ライセンスおよびその他の無形の専有または財産権を含む、全ての知的財産を意味する。
- l. **本ライセンス**とは、本顧客の社内事業運営のために、本テリトリーにおいて、本ドキュメンテーションに従い、本契約の規制の対象となる、ライセンスを付与された本製品、本サービス、本納品物または資料を利用する本顧客の非独占、譲渡不能な権利を意味する。

- m. **メジャーライセンス**とは、オーダーフォームに掲載された各本製品につき期間、数量および本ユーザーのタイプ、トランザクション、コピー、地位、秒毎指示(MIPS)その他の量または規準が特定された本ライセンスを意味する。
- n. **本製品**とは、ロケットの専有ソフトウェア製品を意味する。
- o. **本プロフェッショナルサービス**とは、ロケットが独立した契約者として提供するプロフェッショナルコンサルティングサービス、標準インストール、統合および設定サービス、ならびに実費精算サービスを意味する。
- p. **受領当事者**とは、相手方当事者の秘密情報を受領する当事者を意味する。
- q. **SOW**とは、プロジェクト計画、各当事者が提供するリソースおよび活動ならびに支払スケジュールを含む、一般的には本プロフェッショナルサービスの取決めのためにロケットが提供する、プロジェクトのための資料およびサービスを文書化した作業明細書を意味する。
- r. **本開始日**とは、本顧客が本サブスクリプションサービスを利用可能となる日を意味する。
- s. **本サブスクリプションサービス**とは、本サブスクリプションによってサービスとして利用可能なロケットの本アプリケーションおよび本ドキュメンテーションを意味する。
- t. **本サブスクリプション期間**とは、本開始日から開始する、その期間中ロケットが本顧客に本サブスクリプションサービスを提供する期間を意味する。
- u. **目標本開始日**とは、本顧客のために本サブスクリプションサービスが提供開始される計画日を意味する。
- v. **本サポート期間**とは、オーダーフォームに特定されたロケットが本サポートサービスを提供する期間を意味する。
- w. **本サポートサービス**とは、本製品に関するロケットの最新の標準メンテナンスおよびサポートサービス、方針ならびに手順を意味する。
- x. **本テリトリー**とは、本製品または本サービスが最初に提供される国を意味する。
- y. **本ユーザー**とは、指名ユーザーまたは同時利用ユーザーを意味する。**指名ユーザー**とは、本製品または本サービスの利用を許諾された個別の認識された本ユーザーを意味する。指名ユーザーは、以前の指名ユーザーと交代することができる。**同時利用ユーザー**とは、どの時点でも同時利用ユーザーの最大数により制限される、その他の同時利用ユーザーと同時に本製品または本サービスを利用することを許諾された本ユーザーをいう。

第 B 章 - 本製品購入/本ライセンス/本メンテナンスサポート規定

1. 本ライセンス

- a. **付与** ロケットは本顧客に対し、オーダーフォームに記載されたオブジェクトコード形式の各本製品および関連する本ドキュメンテーションに関するメジャーライセンスを付与する。本顧客は非運用バックアップ目的において本製品のコピー1 つを作成で

きる。本顧客の全社規模の本ライセンスまたはメジャーライセンスの 1 種類として本製品を利用する権利は、オーダーフォームに規定される。本顧客の実際の利用によって、付与された本ライセンスの範囲および支払うべき本料金は縮小しない(が増加する可能性はある)。

b. 制限 本顧客は、以下の行為を行わない。

(i) 本製品を、賃貸、リースもしくはサブライセンスすること、もしくは本製品をサービスビューロー業務にもしくはアプリケーションサービスプロバイダーとしてホスティングするために利用すること。

(ii) 本製品もしくは本ドキュメンテーションにアクセスすることもしくはこれらを利用することを第三者に許可すること。本顧客の従業員が本顧客の社内事業運営のために本製品もしくは本ドキュメンテーションを利用することはこの限りではないが、本顧客が(a)その従業員が本契約の規定を遵守することを保証し、かつ(b)当該従業員の作為もしくは不作為について責任を負うことを条件とする。

(iii) ロケットが最初に本製品もしくは本ドキュメンテーションを提供した国以外の国に本製品もしくは本ドキュメンテーションを移動もしくは当該国以外の国でこれらを利用すること。

(iv) 本ドキュメンテーションに規定されている方法以外の方法で本製品を利用すること。

(v) 適用される法律により許可される範囲外で、本製品もしくは本ドキュメンテーションの翻訳、修正もしくは二次的著作物の作成を行うこと。

(vi) 法律により許可される場合、かつ、本顧客がロケットに対し意図する活動を書面にて開示した後である場合を除き、本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルすること。

(vii) 本ライセンスの期間を超過することもしくは本顧客が購入したメジャーライセンスもしくは全社規模の本ライセンスを超えて本製品を利用すること。

(viii) 試験、評価、開発もしくはその他の非運用の本ライセンスである場合、運用のために本製品を利用すること。

(ix) 本製品の著作権もしくはその他の知的財産権の表示を変更すること。

(x) ロケットもしくはそのライセンサーの本知的財産を侵害もしくは不正利用すること。

c. 検証 本顧客は、その本ライセンスに従い、本製品の自らによる利用を計測する正確な記録を維持する。ロケットは、本ライセンスおよび本契約に従った本顧客による本製品の利用を検証するために、本顧客の記録および事業活動を監査する権利を有する。監査は、本顧客の通常営業時間中の相互に合意された日にちおよび時間において計画される。本顧客による本製品の利用が本顧客が購入した本ライセンスを超過しているとロケットが判断した場合、本顧客は、追加の本製品の利用に対する最新の本料金(合理的に見積もられた本サポートサービス料の延滞金を含む。)を直ちにロケットに支払い、ロケットが監査を遂行するための合理的費用を償還する。第 A 章第 5 条に規定されている責任制限

は、本顧客によるその本ライセンスを超過した本製品の利用または本製品の不正利用には適用されない。

d. 終了 ロケットは、(i)本顧客がロケットもしくはそのライセンサーの本知的財産を侵害もしくは不正利用した場合もしくは本ライセンスに関する規定に違反した場合、直ちに、(ii)本保証に関する規定に記載の通り、または(iii)本顧客が本契約の重大な違反を行った場合特定された是正期間に従い、本ライセンスを書面による通知により終了することができる。終了後、本顧客は全ての本製品を直ちに返却または破棄し、ロケットから要求があった場合、当該破棄の証明書を提出する。

2. 本サポートサービス

a. 本サポートサービス ロケットは本顧客が購入した本サポートサービスを随時改訂されるロケットの現行の標準方針および手順に従い提供する。ロケットの標準的な本サポートサービスは通常下記を含む。(i)ロケットの公表された技術的仕様に記載された機能性を実質的に損ねる、本製品における問題またはバグを解決する商業的に合理的な努力、(ii)既存の機能性に利用可能なコード修正、改良または拡張を含む、本製品の修正およびアップデート、(iii)オンライン問題報告、トラッキングおよびセルフヘルプツールへのアクセス、ならびに(iv)購入されたサポート時間中の訓練された本顧客の要員に対する電話サポート。本サポートサービスは利用可能な場合購入可能なオンサイトサポートを含まない。

b. 本サポート期間、終了 本サポートサービスは、オーダーフォームにおいてより長期間が記載されていない限り、最低 12 か月の本サポート期間中利用可能であり、当初の本サポート期間は本製品のデリバリー日に開始する。現行の本サポート期間終了日の最低 60 日前の終了の書面通知を当事者が提供しない限り、本サポート期間は当初の本サポート期間と同一期間の次の本サポート期間に自動的に更新される。ロケットは、本顧客が、いずれかの本サポート期間についての適時の支払を含む、その義務に違反した場合、書面通知により本サポートサービスを中断または終了できる。終了時に、本顧客はロケットの指示により、一切のロケットの資料、秘密情報および本ドキュメンテーションを返却または破棄し、本顧客は即時にロケットに対し支払期限の到来した残りの本サポート期間についての全ての料金およびその他終了日現在発生した料金を支払う。

c. 本サポートサービス料 当初の本サポート期間の本サポートサービス料は、本製品のオーダーフォームに含まれている。ロケットは、ロケットの最新の定価において更新される各本サポート期間に関するオーダーフォームまたは請求書を提供し、本顧客は、オーダーフォームまたは請求書に従い、支払期限の到来した本サポートサービス料を支払う。現行の本サポート期間の終了前に本顧客が更新される本サポートサービス料を支払わない場合、ロケットは更新された本サポートサービスを提供しないことができる。本顧客の本サポートサービスが失効する場合、更新はロケットの復活方針および料金に従う。あらゆる本サポート期間につき遅れて請求される支払は請求日に支払期限が到来する。

3. 本製品のデリバリー

本製品の危険負担は、デリバリーの時点において本顧客に移転する。本顧客は、通関手続、書類、ならびに関税および輸入料の支払に関して責任を負う。

第 0 章 - 本サブスクリプションサービス規定

1. 本サブスクリプションサービス

a. 本サブスクリプション期間 当初の本サブスクリプション期間は、オーダーフォームに記載されており、当初の本サブスクリプション期間後は、後記第 5 条に従って解除されない限り、本サブスクリプションは、その当時の本サブスクリプションサービスおよび本ユーザーについて 1 年間の翌本サブスクリプション期間にわたり自動的に更新される。

b. 本サブスクリプションサービス ロケットは、本顧客に対し、本サブスクリプション期間中、オーダーフォームに従い、最新バージョンの本サブスクリプションサービスを利用するためのアクセスを提供する。本サブスクリプションサービスは、ロケットの裁量により、アップデートされることがあるが、本サブスクリプションサービスは将来の追加の機能性または特徴を保証するものではない。

c. 提供 本サブスクリプションサービスには、実装サービスまたは設定サービスが必要になることがある。当事者は、本サブスクリプションサービス、本ユーザー、または本サブスクリプションサービスへの変更を実装するための目標本開始日に間に合うように商業的に合理的な努力を行うものとする。ロケットが目標本開始日を遅延する場合、ロケットは、本顧客に改訂された目標本開始日を通知する。本顧客が目標本開始日を遅延する場合、本顧客は、商業的に合理的な努力によっても軽減できなかつたとロケットが判断するロケットの実際の費用を償還する。

d. 本サブスクリプションの利用 ロケットは、本顧客に対し、本規定に従い、本顧客の社内事業目的のために本サブスクリプションサービスを利用する非独占、譲渡不能な権利を付与する(以下「本サブスクリプション」という。)。本顧客は、本サブスクリプションサービスの利用および結果について責任を負い、また、ロケットの方針、本ドキュメンテーションおよび本規定に従って本サブスクリプションサービスを利用するものとする。

e. 本顧客ソフトウェアライセンス 本アプリケーションが本サブスクリプションサービスの一部として本顧客ソフトウェアを必要とする場合、ロケットは、本顧客に対し、本顧客の本サブスクリプションに従い、本顧客ソフトウェアに関する本ライセンスを付与する。本顧客がロケットまたはそのライセンサーの本知的財産を侵害した場合または本ライセンスに関する規定を遵守しなかった場合、ロケットは書面による通知により本ライセンスを直ちに解除することができる。本ライセンスまたは本サブスクリプションが終了した場合、本顧客は本顧客ソフトウェアを直ちに返却または破棄し、ロケットから要求があった場合、破棄の証明書を提出する。

f. データ保存 ロケットは、オーダーフォームに従い、本顧客データを保存する。本顧客は、指定された単位で追加データ保存容量を購入することができる。

g. ロケーション 本サブスクリプションサービスが本顧客の所在地によって制限される場合、特定の所在地における本顧客の本ユーザーのみが本サブスクリプションサービスへのアクセスおよびその利用を許可される。

h. 追加 当事者は、本サブスクリプション、データ保存容量、および本ユーザーを追加するために追加のオーダーフォームを締結することができる。追加されたものの本サブスクリプション期間は、既に効力を有する本サブスクリプション期間と同一とする。

i. サポート 本サブスクリプションサービスには、ロケットの最新サポート方針および本規定に従ったオンラインサポートおよび電話サポートが含まれる。

(i) ロケットの標準サポートには一般的に、(1)本アプリケーションの機能が本ドキュメンテーションに記載された通りに十分に機能しない原因となる問題を解決するための商業的に合理的な努力、(2)訓練された本顧客の要員が原因を判断し、本サブスクリプションサービスの技術的な問題に取り組むためのリモートアシスタンスおよびトラブルシューティングの助言、(3)ロケットのチケット制問題報告システムへのアクセス、(4)既知の本アプリケーションの機能性の技術的問題に関する情報および状況のアップデート、ならびに(5)本サブスクリプションサービスの「提供できる状態のまま」の定期的なアップデートまたはアップグレードが含まれる。本顧客は、問題の状況を検査し、または問題解決の支援をするための電子アクセスのためにロケットに本ユーザーIDを提供する必要がある場合がある。サポートは、軽微もしくは部分的な機能性の喪失、断続的な問題または軽微な運用低下に取り組むことがあるが、これらを解決するとは限らない。

(ii) ロケットは、日本国の祝日および12月30日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日まで、日本時間の午前9時から午後5時まで、本サブスクリプションサービスの電話サポートを提供する。ロケットのオンラインのチケット制システムは、常時利用可能である。ロケットは、可及的速やかにサポート要請に対応するための商業的に合理的な努力を行うが、要請を受領した日に対応できないこともある。本サブスクリプションサービスおよびサポートは、計画されたダウンタイム、メンテナンス、またはロケットの合理的支配を超える状況により利用できないことがある。ロケットが迅速に行動しないことがロケットまたは本顧客に損害を与えうるとロケットが合理的に判断する場合、ロケットは通知なしにいつでもダウンタイムを計画することができる。

(iii) ロケットは次の原因によるサポートまたは本サブスクリプションサービスの中断または問題について責任を負わない。(1)本顧客の情報、コンテンツ、ソフトウェア、スクリプト、データ、ファイル、アプリケーションプログラム、ウェブサーバーもしくはサービス、資料、機器、本顧客もしくはその代理人の作為もしくは不作為、(2)ウィルスもしくはハッカーの攻撃、(3)ロケットの合理的支配を超える状況、(4)緊急介入もしくはセキュリティ事故によるシャットダウン、(5)本顧客の設定変更、(6)本顧客によるロケットのセキュリティおよびアップグレード方針の不遵守、(7)インターネットもしくはその他

の本顧客のネットワークと本サブスクリプションサービスもしくはロケットのネットワークとの接続性、もしくはその他のロケットのネットワーク外のネットワークの利用不能、または(8)訓練のための質問もしくは本顧客の本サブスクリプションサービスの利用。

2. 本顧客の責任

a. 本顧客は以下の行為を行うものとする。

(i) 本サブスクリプションサービスを通じたその活動に責任を負い、本ユーザーが本規定を遵守することを保証すること。

(ii) 本ドキュメンテーションおよび本規定に従い、最新の本サブスクリプションサービスを利用し、ならびに本顧客ソフトウェアおよびアップデートをインストールし、利用すること。

(iii) 本顧客データの正確性、品質、適法性、完全性、保有権、保護、適切な保存、セキュリティ、プライバシーおよび取得に責任を負うこと。

(iv) 本サブスクリプションサービスおよび本顧客ソフトウェア、ならびに本顧客の本ユーザーのクレデンシャル、ID およびパスワードへの無承諾アクセスを防止すること。

(v) データプライバシー、技術または個人データの送信、およびスパムを含む、本サブスクリプションサービスおよび本顧客ソフトウェアを利用するにあたっての法令を遵守すること。

(vi) 本サブスクリプションサービスもしくは本顧客ソフトウェアへの無承諾アクセス、または本サブスクリプションサービスもしくは本顧客ソフトウェアに関する既知のセキュリティ違反もしくはセキュリティ違反の疑いを直ちにロケットに通知し、かつ無承諾アクセスまたは法律もしくは本規定に関する既知の違反もしくは違反の疑いを直ちに停止するための合理的な努力を行うこと。

(vii) 本サブスクリプションサービスおよび本顧客ソフトウェアへのアクセスまたはこれらの利用を許容するための本顧客のハードウェア、ソフトウェア、ウェブサイト、コンテンツ、電話およびインターネット接続の適切な設定、プログラムおよび運用に責任を負うこと、ならびに

(viii) 本サブスクリプションサービスおよび本顧客ソフトウェアの利用に関するロケットのプロトコルおよび要求を遵守し、本ユーザーがこれらを利用するために十分に訓練を受けていることを保証すること。

b. 本顧客は以下の行為を行ってはならない。

(i) 本サブスクリプションサービス、本顧客ソフトウェアもしくは本ドキュメンテーションをその本ユーザー以外が利用できるようにすること、これらを販売、再販売、貸与、リースもしくはサブライセンスを付与すること、もしくは第三者に対してタイムシェアもしくはその他のサービスを提供するために本サブスクリプションサービスを利用すること。

(ii) 第三者に本サブスクリプションサービス、本ドキュメンテーションもしくは本顧客

ソフトウェアへのアクセスを許可すること。

(iii) 適用される法律で許可される場合を除き、本サブスクリプションサービス、本ドキュメンテーションもしくは本顧客ソフトウェアに基づいて二次的著作物を創作すること、本顧客の社内事業運営のために本顧客のデータコンテンツもしくはイントラネットを複製もしくは組み立てる場合を除き本サブスクリプションサービスの一部を複製、組み立てもしくは正確に模倣すること。

(iv) 適用される法律で許可される場合を除き、本サブスクリプションサービスもしくは本顧客ソフトウェアをリバースエンジニアリングすること。

(v) 競合製品もしくはサービスを構築するため、もしくは本サブスクリプションサービスの特徴、機能もしくはグラフィックスを複製するために、本サブスクリプションサービスにアクセスすること。

(vi) 侵害、中傷的、もしくは不法もしくは不法行為となる資料を保存もしくは送信するため、もしくはプライバシー権に違反して資料を送信するために本サブスクリプションサービスを利用すること。

(vii) 本顧客ソフトウェアの著作権もしくはその他の専有権に関する通知を改変すること。または

(viii) ウイルス、ワーム、タイムボム、トロイの木馬もしくはその他の有害もしくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェントもしくはプログラムを保存もしくは送信するために本サブスクリプションサービスを利用すること、本サブスクリプションサービスの完全性もしくはパフォーマンスを妨害するもしくは混乱させること、もしくは本サブスクリプションサービスもしくは関連するシステムへの無承諾アクセスを得ようと試みること。

3. 本顧客データ

a. ライセンス 本顧客データは、本顧客の秘密情報である。本顧客は、ロケットに対し、(i)本サブスクリプションサービスの改善、修正、監視およびアップグレード、ならびに(ii)法によって必要とされる場合、を含む、本サブスクリプションサービスの提供および維持に必要な本顧客データの複製、保存、送信および表示に関する非独占、譲渡不能なライセンスを付与する。本顧客は、ロケットに対し、本顧客が本サブスクリプションサービスに関し提供する提案、アイデア、拡張、フィードバック、推薦もしくはその他の情報を利用し、本サブスクリプションサービスに組み込むための無償、全世界、永久ライセンスを付与する。本顧客は、ロケットに提供した本顧客データが第三者の権利または適用法に違反しないことを表明し、保証する。

b. 保護 ロケットは、本顧客データを含む本サブスクリプションサービスの保護のための商業的に合理的な管理上、物理上、および技術上の保護手段を維持する。ロケットは、本規定に従い本サブスクリプションサービスおよびサポートを提供するためだけに本顧客データにアクセスする。本顧客は、ロケットが、その標準の本サブスクリプション

サービスのために本顧客データを保存し、バックアップ用コピーを作成することおよび当該データをロケットの標準ビジネス慣行と適合する期間および方法に従って維持することを認識している。特定された保護手段の維持を除き、ロケットは、本顧客データを取り扱うことについて別途責任を負わず、本顧客データの送信、本顧客が本顧客データのバックアップもしくは保存を行わなかったこと、または本顧客データの削除、修正、破壊、損害もしくは損失について責任を負わない。

c. 終了 本顧客の適時支払義務の不履行を含む本顧客の本規定の違反がある場合、ロケットは、通知なしに、本顧客データを留保、削除または廃棄をすることができる。本サブスクリプション終了日から 10 日以内に、本顧客は、本顧客データの返却または処分に関する書面による要求をロケットに提出する。ロケットは、本顧客に、本顧客の要求を充足するために提供可能なサービスおよび関連する本料金を記載したオーダーフォームを提供する。ロケットが書面による要求を 10 日以内に受領しない場合、または本顧客がオーダーフォームの受領後サービスを注文しない場合、ロケットは、その単独の裁量により、本顧客データを削除、処分、その保存の継続を行うことができ、本顧客に関連する本料金を請求することができる。

4. 本料金および支払

本料金は、(i)返金不能であり、(ii)本サブスクリプション期間中、本ユーザーまたはデータ保存の実際の使い方によって減額されることはなく、かつ、(iii)本サブスクリプション期間中、解約できない。本料金は、請求書の日付より 30 日以内の前払い、またはオーダーフォームに毎月後払いと記載されている場合には毎月後払いである。

a. サブスクリプション料 本開始日に 1 つの本サブスクリプション期間についてのサブスクリプション料の支払義務が発生し、オーダーフォームに従い、年間または各暦月の初日の毎月前払いとなる。ある本サブスクリプション期間中に更新された本サブスクリプション期間および追加された本ユーザーまたは本サブスクリプションに関する料金は、(i)ロケットの最新の標準価格において、更新された本サブスクリプション期間の本開始日または追加された本ユーザーもしくは本サブスクリプションの本開始日に支払義務が発生し、(ii)本ユーザーもしくは本サブスクリプションが追加された月の全暦月につき課金され、かつ、本サブスクリプション期間の残存期間と同一の期間となる。

b. データ保存料

本顧客は、サブスクリプション料に含まれていない、本顧客が注文または利用したデータ保存についてロケットの最新のデータ保存に関する本料金を毎月支払う。本サブスクリプション期間が終了した場合であっても、ロケットが本顧客データを保存する限り、本顧客は支払を継続し、毎月のサブスクリプション料およびデータ保存に関する本料金は発生し続けるものとする。本顧客が支払期限の到来した全ての本料金および費用をロケットに支払うまで、ロケットは本顧客データを保持できる。

c. 実装または設定料 本サブスクリプションは、オーダーフォーム記載の通りに、1 回

限りのセットアップに関する本料金またはその他の実装もしくは設定に関する本料金を必要とする場合がある。

d. 変動利用料 本サブスクリプションは、サブスクリプション料に加えて、トランザクション、利用またはその他の容量ベースの本料金を必要とする場合がある。本顧客は、サブスクリプション料に含まれていない、本顧客が注文または利用したトランザクション、利用または容量についてロケットの最新の本料金を毎月支払う。

e. 検 証 ロケットの要請後 15 日以内の合意された日に、本顧客は、本顧客による本契約の遵守をロケットが検証するために本顧客の記録および事業活動へのアクセスを提供する。請求日から 15 日以内に、本顧客は、延滞している本料金およびロケットの費用を含む、ロケットが本顧客が購入した本サブスクリプションサービスを超過していると判断した本サブスクリプションまたは本ユーザーに関する支払期限の到来した追加の本料金を支払うものとする。

f. 終 了 本サブスクリプションサービスまたは本契約の終了時に、本サブスクリプションサービスが解除された場合の残存の本サブスクリプション期間の本料金を含む、全ての未払いの本料金および支払は直ちに支払期限が到来する。

5. 本サブスクリプションサービスの終了

a. いずれの当事者も、最新の本サブスクリプション期間終了の少なくとも 90 日前に書面による解除通知を提供することにより本サブスクリプションサービスを解除することができる。

b. 本顧客が適時の支払を含むその義務に違反した場合、ロケットは 30 日前の書面通知により本サブスクリプションサービスを一時停止または終了することができる。ロケットが、(i) 本顧客が違法な目的のために本サブスクリプションサービスを利用している場合、(ii) 本サブスクリプションサービスの完全性もしくはセキュリティが脅かされている場合、(iii) 詐欺もしくはロケットもしくは本顧客への損害を防止するために必要である場合、(iv) 本顧客がその秘密保持義務に違反し、ロケットの本知的財産に関する権利を侵害し、同意なくその権利もしくは義務を譲渡もしくは移転し、もしくはこれらを行おうとしている場合、または(v) 法によって必要な場合、であると善意で信じているときには、ロケットは通知なしで本サブスクリプションサービスを一時停止または終了することができる。

c. ロケットが第 A 章第 4 条に基づく本サブスクリプション保証義務に重大に違反した場合には、是正を行う権利を条件として、本顧客は、30 日前の書面通知により本サブスクリプションサービスを解除することができ、本顧客は、解除日以降に本サブスクリプション期間の残部に比例して支払済みの本料金の返金を受ける権利を有する。

d. 解除時に、(i) 本顧客の本サブスクリプションサービス利用権は終了し、(ii) 本顧客は本サブスクリプションサービスの利用を停止し、かつ、ロケットの指示により、ロケットの秘密情報および本ドキュメンテーションを返却または破棄し、ならびに(iii) 本顧客

は支払期限の到来した全ての費用を直ちにロケットに支払うものとする。

第 D 章 - 本プロフェッショナルサービス規定

1. 本プロフェッショナルサービスの注文

ロケットは、必要に応じて遠隔操作または現地において本プロフェッショナルサービスを実行できる。オーダーフォームは、本プロフェッショナルサービスおよび以下の事項のうち適用されるものを記述する：プロジェクト計画、各当事者が提供するリソースおよび活動、本納品物、本料金、費用、ならびに支払スケジュール。

2. 本プロフェッショナルサービス料および支払

本顧客はロケットに対し、a. 時間および本納品物に関する本料金、b. 本プロフェッショナルサービスに伴い発生したロケットの費用、ならびに c. 本サービスの提供範囲の変更、本顧客が適時にその義務を履行しないこと、またはロケットの責任ではない要員の再配置もしくはリスケジューリングにより、ロケットに発生した追加の料金および費用を支払う。本プロフェッショナルサービス料は、本サービスの実行時に支払義務が発生し、請求される。本顧客は、各本サービスの委託が終了するまでに、提供された全ての本プロフェッショナルサービスおよび本納品物に関する本料金および費用を支払うものとする。ロケットは、本顧客が要求した場合、費用の明細を請求書に記載し、領収書を提出する。本プロフェッショナルサービスが、ロケットの本サポートサービスに関する組織が取り組むことになる保証もしくはメンテナンスの問題を支援するために本顧客により要請された場合であったか否かにかかわらず、ロケットが提供した全ての本プロフェッショナルサービスは、支払請求可能である。第三者製品のサポートは第三者の供給業者によって提供される。

3. 本納品物

a. 権利帰属

(i) ロケットは、書面により、本納品物を「第 1 種本納品物」、「第 2 種本納品物」、または別途の合意に従い指定することができる。書面によって特定されない場合、本納品物は第 2 種本納品物である。本顧客のデータおよび秘密情報は、本顧客が全ての権利、権原および利益を保有する本顧客の独占的な財産であり、例えば、報告やダッシュボードに含まれるなどロケットが提供する本納品物に含まれていた場合であっても本納品物とはならない。ロケットの本製品は、別個のライセンス規約によって規律される。

(ii) 第 1 種本納品物は、本プロフェッショナルサービスの履行期間中に本顧客のためにのみ創作され、本顧客が著作権(日本の著作権法第 27 条および第 28 条に規定された権利を含むがこれらに限定されない。以下同じ。)を含む全ての権利、権原および利益を保有することになる本納品物である。ロケットは、第 1 種本納品物のコピーを 1 個保持する。

ロケットが全ての権利、権原および利益を保有するロケットの本知的財産および秘密情報は第1種本納品物から除外される。

(iii) 第2種本納品物は、ロケットまたはその関連会社が著作権を含む全ての権利、権原および利益を保有する全ての既存資料を含むが、これに限らない本プロフェッショナルサービスの履行期間中に提供または創作された本納品物である。ロケットは、第2種本納品物のコピーを1個、本顧客に提供する。

b. 本ライセンスおよび利用

(i) ロケットは、本顧客に対し、オーダーフォームに従い、本顧客の社内事業運営のためにのみ第2種本納品物のオブジェクトコードを利用し、合理的な数のコピーを複製し社内に配布するための本ライセンスを付与する。本顧客は、第2種本納品物をリバースエンジニアリング(適用される法律で許可される場合を除く)、販売、貸与もしくはサブライセンスまたは第三者に利用もしくはアクセスを許可してはならない。本顧客の第1種本納品物の権利保有および第2種本納品物の本ライセンスは、本プロフェッショナルサービスの全ての料金および費用の全額の支払を条件とする。

(ii) 本顧客は、ロケットに対し、(1)本プロフェッショナルサービス提供の必要に応じて、本顧客のシステム、秘密情報およびデータを利用およびコピーし、かつ、本顧客のライセンスに基づいて本顧客の専有および第三者製品、サービスおよび資料を利用する非独占、全世界、無償の権利、ならびに(2)本顧客の独占的財産である本顧客の秘密情報およびデータを除き、第1種本納品物を利用、複製、二次的著作物の作成、サブライセンスおよび配布を行う取消不能、非独占的、無償の権利を付与する。本顧客は、ロケットに提供された本顧客の情報、データならびに第三者の製品、サービスおよび資料が法律または第三者の権利を侵害しないことを表明し、保証する。

(iii) 各当事者は、付与されたライセンスおよび利用権に基づき作成されたコピー上の著作権の通知またはその他の説明を複製するものとする。

c. サポート ロケットが、その選択により、本納品物を一般的に提供可能な本製品に組み込んだか、またはロケットが SOW において本納品物の本サポートサービスを提供することに合意し、かつ、本顧客が本サポートサービスの費用を支払う場合を除き、ロケットは、本納品物のための本サポートサービスを提供しない。

d. 終了 ロケットは、(i)本顧客がロケットもしくはそのライセンサーの本知的財産を侵害した場合、もしくは本ライセンスに関する規定に違反した場合には直ちに、または(ii)特定された是正期間に従うことを条件に、本顧客が本契約の重大な違反を行った場合、書面による通知により本ライセンスを解除することができる。本ライセンスの解除に際し、本顧客は直ちにライセンスされた本納品物を破棄し、ロケットの要求がある場合、その旨書面にて証明する。

4. 要 員

本顧客の施設においては、ロケットの要員は、労働時間、祝日および本顧客のセキュリ

ティ対策などの事項に関するロケットに書面で提供された本顧客の合理的な規則および方針を遵守する。ロケットは、その独自の裁量で本プロフェッショナルサービスを履行する要員を決定する。当事者は、本プロフェッショナルサービスの問題を誠実に解決する。解決策が要員の再配置を含む場合、ロケットは、現地法に従い、実務上および商業的に合理的な限りにおいて速やかにそのようにする。本顧客は、再配置が本プロフェッショナルサービスを遅延させる場合があること、または再配置によりロケットが責任を負わずに本プロフェッショナルサービスを解除することが可能になることに同意する。

5. 補 償

各当事者は、その費用負担において、本プロフェッショナルサービスの委託に関連して防御当事者の重過失または故意の違法行為によって生じた身体傷害、死亡または有形資産の損害について相手方当事者に提起された法的手続を防御する。防御当事者は、相手方当事者に対し、当該法的手続によって最終的に認容された損害賠償または補償当事者に合意された和解について補償し、支払う。但し、a. 相手方当事者が請求につき書面により速やかに補償当事者に通知し、b. 補償当事者が防御または和解に対する単独の支配権を有し、かつ、c. 相手方当事者が補償当事者の防御または和解に協力することを条件とする。補償義務を負う当事者が適時に請求の防御または和解を行わない場合、相手方当事者は義務を負う当事者の費用負担において防御を引き受けることができ、義務を負う当事者は合理的に協力する。いずれの当事者も、相手方当事者の書面による同意なしに、a. 相手方当事者を拘束する和解、b. 相手方当事者の完全な免責が含まれない和解、または c. 相手方当事者を代理してその責任を認める和解に合意してはならない。本第 D 章第 5 条は、本プロフェッショナルサービスの補償についての各当事者の唯一の責任および相手方当事者の唯一の救済手段を規定するものである。

6. 終 了

いずれの当事者も、30 日前の書面による通知をもって当該通知に記載された日を効力発生日として、本プロフェッショナルサービスの委託の全部または一部を解除することができるが、解除日にかかわらず、移行または終了に関する支援のための本サービスを含む提供された全ての本サービスおよび本納品物に本規約が適用される。早期の解除による本サービスまたは本納品物に生じた状況についてロケットは責任を負わない。本規約は、本プロフェッショナルサービスが解除されるか、または完了されるまで、全てのオーダーフォームに適用される。

第 E 章 - 本教育サービス規定

1. 本教育サービス

本教育サービスとは、ロケットのトレーニング、コースおよび関連する本ドキュメンター

ションを意味する。本教育サービス資料とは、学習者のためのワークブック、インストラクションガイドおよびその他のあらゆる形式の書面または電子的情報などの本教育サービスと共に提供される書面または電子資料を意味する。ロケットは、本教育サービスを、教室における講義、ロケットの施設における指定座席制のインストラクターによる指導、遠隔支援学習、ロケットの、本顧客の、もしくは他の場所における本顧客専用のトレーニング、ならびにウェブベースの自己ペースによるトレーニングを含む多種の形式によって提供することができる。本教育サービスは、ロケットの最新の標準本料金、方針および手順に従い、本顧客が購入することができる。ロケットは、ロケットのコース説明、入学もしくは登録に関する規定、および/または SOW、および本規約に従い、本教育サービスを提供する。本顧客は、ロケットのウェブサイト上の本教育サービスの説明に記載されたコースの前提条件を充足することに責任を負う。

2. 本教育サービス資料

本教育サービス資料は、ロケットまたはオリジナルコンテンツプロバイダの著作物である。SOW に別途の記載がある場合を除き、本教育サービス資料はコース参加者の利用のためにのみ提供されるものであり、ロケットの書面による許可なしに他の者が利用し、または複製、配布もしくは修正することはできない。

3. 本料金および支払

ロケットは、いつでも本教育サービス料を変更することができる。変更された場合、支払済みの確認済み登録については、支払済みの本料金として有効と認められる。提供される本教育サービスおよび登録要件によっては、ロケットの方針に従い、ロケットは小切手またはクレジットカードでの支払を認めることがある。ロケットによる購入注文の受諾は、ロケットの単独の裁量による。場合によっては、登録が確定ではなく、ロケットが本教育サービス料の前払いを受領するまでキャンセル可能なこともある。コース開始日の 5 日前以内に本顧客によりキャンセルされた本教育サービスの本料金および登録料は、返金不能である。その他の本顧客のキャンセルは、事前の通知要件とともに不定のキャンセルに関する本料金の対象となる。登録者が参加せず、ロケットの指定に従いキャンセルされなかった場合には、全額の本料金の支払期限が到来する。

4. キャンセル/移動/交代

a. ロケットによる場合 ロケットが別途書面において同意する場合を除き、コースは、注文確認、公表されたコーススケジュール、または SOW においてロケットが指定した日に開始する。ロケットは、事前登録または支払にかかわらず、その裁量によりコースを変更またはキャンセルすることができる。ロケットは、コースのキャンセルにつき通知を行うよう合理的な努力をする。コースがスケジュール変更できない場合、本顧客はキャンセルされたコースの支払済みの本料金の返金を受けることができるが、キャンセルによるその

他の補償または損害に関する権利は有さない。

b. 本顧客による場合 本顧客によるコースのキャンセルまたはスケジュール変更は、コース開始日の指定された日数前までに行わなければならない、さもなくば、受講料の全額が課される。キャンセル、移動、および交代の要件は、SOW、注文確認またはロケットのウェブサイトに記載されている。移動および交代に関する料金ならびに通知に関する要件が適用されることがある。移動の要請は、書面でなされなければならない。1 コースにつき 1 回の移動のみが許されている。移動に関する料金は、評価時に支払期限が到来する。交代はコース開始までいつでも可能である。

5. 通 則

a. ロケットは、他のコース参加者、またはコースが開催される施設の安全またはセキュリティのリスクと判断する場合、個々のコースへの入会を拒否することができる。さらに、ロケットは、コースの規制に違反している人物にロケットの施設またはその他のコースが開催されている施設からの退去を要請することができる。これらの状況におけるコース参加者が支払った本料金は、没収され、本顧客はそのいかなる部分の返金も求める権利を有しない。

b. 本顧客は、本規約およびその他の本顧客の義務を適時に遵守する。ロケットの本教育サービスを届ける能力は、本顧客のロケットへの完全および適時な協力、ならびに本顧客がロケットに提供する情報およびデータの正確性および完全性に左右される。